

28こ未第206号
平成28年6月28日

監査指導課長 様

こども未来課長
(公印省略)

保育所及び認定こども園における保育士等配置の特例における「知事が同等の知識及び経験を有すると認める者」について（通知）

このことについては、「長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、「長崎県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例」、「長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」が改正され、平成28年6月28日交付、施行されたところですが、各条例における「知事が同等の知識及び経験を有する者と認める者」について、別添のとおり定め、各市町あて通知しましたのでお知らせいたします。



担 当：こども未来課幼保連携班 相場
T E L：095-824-1111 (内線 2684)
直 通：095-895-2684
F A X：095-895-2554
E-mail：yumiko-alba@pref.nagasaki.lg.jp

保育所、認定こども園の保育士等配置の特例にかかる、知事が保育士等と同等の知識及び経験を有する者と認める者等について

- ◆ 知事が同等の知識及び経験を有すると認める者について
次の①～③のいずれかの者とする。

- ① 子育て支援員研修（地域型保育コース）を修了した者
- ② 保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者（1年程度（年間1,440時間以上）とし、配置から1年以内に子育て支援員研修（地域保育コース）を修了することを条件とする。
- ③ 家庭的保育者

<今年度の取り扱いについて>

上記①の場合、条例改正後で研修が実習まで全て修了した後から配置可能。
上記②、③の場合、条例改正後から配置可能とする。

- ◆ 幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の配置について
幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭については、配置から1年以内に子育て支援員研修（地域保育コース）を修了することを条件とする。（条例改正後から配置可能。）

- ◆ 研修代替要員等の加配人員における保育士等以外の人員配置について
上記の「知事が同等の知識及び経験を有すると認める者」の配置が可能であるが、保育士資格取得を目指すものとする。（取得の状況を確認していく。）（条例改正後から配置可能。）

<加配にかかる部分の職員配置の考え方について>

開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超える場合、超える部分の人数について、知事が同等の知識及び経験を有すると認める者の配置が可能。各時間帯で保育士等が全体の3分の2以上配置必要。当該職員はクラス担当等を持つことは不可。